

質問第三号

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年九月十二日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に関する質問主意書

本年八月、防衛省那覇防衛施設局（現、沖縄防衛局）は、沖縄県に対し、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「本方法書」という。）を送付、公告・縦覧を行った。本方法書は、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）第五条第一項により記載すべき「対象事業の目的及び内容」、
「対象事業が実施させるべき区域及びその範囲の概況」、
「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」において、その内容、範囲等が極めて大雑把であり、環境への負荷を軽減するアセス法の主旨からすると欠陥のある方法書である。

そこで、以下質問する。

一 対象事業の内容に記載されている航空機の種類とされる、米軍回転翼機及び短距離で離発着できる航空機とは、どのような機種を言うのか。想定されるすべての機種名を示されたい。

二 米軍回転翼機及び短距離で離発着できる航空機の中に、MV22オスプレイは含まれているのか明らかにされたい。

三 米軍回転翼機及び短距離で離発着できる航空機という種類だけで、騒音等の調査、予測、評価をどう行

うのか。その手法を示されたい。

右質問する。